

岩手県告示第 669 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 9 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 久慈岩泉線
 - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字沢廻 64 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで
- 2 (1) 路線名 宮古岩泉線
 - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町上有芸字運名根 27 番 30 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで
- 3 (1) 路線名 岩泉平井賀普代線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡田野畑村年呂部 20 番 1 地先内
 - イ 下閉伊郡田野畑村猿山 115 番 31 地先内
 - ウ 下閉伊郡田野畑村松前沢 76 番 12 地先内
 - エ 下閉伊郡田野畑村羅賀 121 番 3 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで
- 4 (1) 路線名 田野畑岩泉線
 - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字室場 18 番 82 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで
- 5 (1) 路線名 有芸田老線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡岩泉町下有芸字砂合 25 番 21 地先内
 - イ 下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑 3 番 3 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで
- 6 (1) 路線名 普代小屋瀬線

(2) 供用開始の区間

- ア 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 62 番 3 地先内
- イ 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 62 番 4 地先内
- ウ 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 62 番 1 地先内
- エ 下閉伊郡岩泉町安家字大平 327 番地先内
- オ 下閉伊郡岩泉町安家字大平 226 番 1 地先内
- カ 下閉伊郡岩泉町安家字折壁 63 番 1 地先内
- キ 下閉伊郡岩泉町安家字大坂本 2 番 1 地先内
- ク 下閉伊郡岩泉町安家字大坂本 2 番 1 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- イ 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで